

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山県海草郡野上町

### 2 構造改革特別区域の名称

農地有効利用活性化特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

和歌山県海草郡野上町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

野上町は、和歌山県の北部、海南市の東部に位置し、東西に 7km、南北に 10.3km、総面積 38.56 平方キロである。南は高峻な県立自然公園生石高原( 871 m ) や黒沢山 ( 509 m ) がそびえ、北部は雨山 ( 476 m )、高壺山等の丘陵に挟まれ、その中央を 1 級河川貴志川が東西に貫流している。気象条件は、年間平均気温 14.7 、年間降雨量 1,385mm と一般的には温暖な地域である。

農業的には、水稲、みかん、柿、野菜が栽培されている。平地は貴志川流域にあるのみで、主として棚田、段々畑も耕作し、1 筆の面積が平均 5 a と小さい。このため、機械化農業を推進できず、農業経営が非常に難しい中、農業従事者の高齢化、離農者の増加、後継者不足等により、小規模農地を放棄する者が増加している。

交通面では高速有料道路の整備や、バイパス道の設置に伴って和歌山市まで 30 分、関西国際空港までは 50 分、大阪府堺市まで 70 分、及び阪和自動車道海南東 IC まで 5 Km と身近な距離にあり、都市部へ通勤が可能となりつつある。

最近の都市住民が求めている、清らかな水や空気の美味しい自然や歴史文化が豊富な癒しの環境で、休祭日には家族と一緒に無農薬野菜等を栽培するといったスローライフに最適な地域である。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

生活環境が、東京、大阪を中心とした「都市型」に集中する一方で、人々とのふれあいを通して得られる癒しと感動、自己実現に挑む充実感といった心の豊かさは「田舎」でしか味わえないものである。こうした認識のもとで「田舎」である野上町としては、地域特性を活かし地域での創意工夫をこらした多様なつながりの中で、I ターン者を積極的に受け入れ都市住民との交流から地域の活性化を目指すところである。又小規模農地を耕作することによって、耕作放

棄地の解消と同時に既存耕作地の保護にも貢献し、お互いの「心の絆」から都市住民の「ふるさと」が生まれるものとする。本計画は、都市住民にとっては「ふるさと」を感じ取り土地への愛情を促し、地域住民にとっては活性化が促進され耕作放棄地の解消を実現するものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 本町の農業形態は、地域的な傾向はあるものの耕作放棄地の分布状況は各地域に点在しており、貴志川流域の水田とその他の果樹園とに区別できる。特に旧町村別に見ると、

山間地にある旧小川村の棚田では耕作放棄地となってる農地が多く見受けられ、一度放棄された水田を復元することは簡単でなく、最近では山椒など林産物の需要が見直されている。

旧志賀野村では、水稻、柿の栽培が主で、急峻な山肌に柿が栽培され秋には見事な橙色の景色が見られる、しかしながら近年では、高齢化や後継者不足、又手作業による収穫に頼らざるえないため、機械化等の近代化が図れないなど、耕作放棄地となってる。

旧東野上町では、平坦な所では水稻が中心であるが、人口の70%はこの地域に集中しているなど、宅地転用などにより農地の分散、小規模化が進行している。又山間部では温州みかんが栽培され価格の不安定や、又手作業による収穫に頼らざるえないため、高齢化により耕作放棄地が目立って来ている現状である。

3旧町村の平均耕作放棄地は、平成12年で37ha 率で13.0%となっており毎年増加傾向にある、復元可能な10haについては利用権等の移動によって再生を図り残りの農地については林地化を推進し他の農地に影響を及ぼさないよう推進する。5年後の目標としては耕作放棄率を12.0%まで引き下げる。方法としては、本計画による効果と共に、各種補助事業と連携を図り農家自身が農地の保全とそれを守って行く自覚を誘導することが、最大限の耕作放棄地解消につながると考える。

耕作放棄地や小規模農地を耕作することによって、農地の保全と耕作放棄地の解消と同時に既存耕作地の保護にも貢献し、農業生産性の面から見ても病害虫のための農薬散布による被害を軽減すると共に、安全な農作物の生産ができる。

(2) 平成7年9,196人あった人口は、平成12年8,621人、平成15年では8,268人と減少傾向にあり、少子化対策は町全体の課題として取り上げられている、小中学校、保育所は児童数の減少で休廃校の危機に直面しており、近隣の町村では現実として廃校になっているところがある。若者の定住化はこうした問題を打破するためには欠かせないことであり「田舎」という利

点を生かした方策を講じなければならない。本計画を起爆剤として人口減少の対策として有効と考える。

- (3) 農業世帯も平成7年 513 世帯から平成12年では 470 世帯と減少している現状であり農家離れが進行している、5年後の目標として 500 世帯へ引き上げ、小規模農地を持って自然と営むことが出来る生活を推進することで、都市から田舎への逆流動を目標とする。
- (4) 祖先から受け継がれてきた、豊かな自然や多彩な歴史文化と共に、安全でおいしい食材を提供してきた経営耕地は平成7年 319ha であったが平成12年では 288ha と、人口の流失や産業構造の変革により減少している。こうした傾向に歯止めをかけるため、過疎化が心配されている集落での後継者農家が確保され、遊休化している農地が有効に活用され、子供達が豊かな自然環境や安全な食料で生活が出来る基礎構造を推進する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 高齢や耕作困難となったことで離農、又は耕作放棄する農家が所有する農地を、下限面積を 10a に緩和することで、年間5名の農業参入者が増加し10年間で50世帯人口175名(1世帯当たり平均3.5人)の人口増につながり、小規模農地の権利移動がスムーズに行うことができ、耕作放棄地面積の解消が年間1ha見込まれ10年間で10haの農地が有効利用が図られる。又権利移動の際の諸事情から発生する耕作のタイムロスも改善される。
- (2) 国土保全の観点から見ても、耕作放棄地となっている農地37haについては利用権の移動等により10haを農地として復元し、又残り条件不利地の27haも林地化等を推進して農業・農村がもつ水源涵養、洪水の防止、土壌の浸食崩壊の防止によって住民の生命と財産、豊かな暮らしが守られる。
- (3) 小規模農地や安価な宅地の提供により、若者の定住が促進できる。それに伴い小学校の児童が増加し、人口減少傾向に歯止めがかかることが期待できる。また地域に根ざした定住を促進する観点からも、和歌山市や大阪府への通勤が平均1時間と通勤可能なことから、若者の新規参入の促進し、地域の担い手のリーダーとして期待でき、休日を利用して農業を営むことにより家庭の団欒の中で農業に接することで、子供達の心豊かな形成の場とするなど、さまざまなタイプの経営展開についても期待できる。
- (4) 野上町の農産物販売所には、大阪等から連日100人土曜日曜では300人の賑わいを見せており、観光農園(いちご刈り、栗拾い)の問い合わせが毎日の様にあり、都市から地方への人口流動が盛んになりつつある。又県立自然公園生石高原への登山やハイキング客も連日のように訪れており、自然の中で農地や森林を守り育てる活動が行われている。そうした中で都

市と地方の共感に満ちた関係の創出、地域のコミュニティの維持など地域全体の活性化が効果として期待できる。

## 8 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

### (1) 中山間地域等直接支払交付金事業（国）

中山間地域等では、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、大きな経済的損失が生じることが懸念されている。このため、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている地域15集落において、農業生産の維持、多面的機能を確保するという観点から、直接支払事業を実施している。

### (2) 野上町農用地モデル事業【小規模基盤整備補助】（町）

農業を将来にわたり発展的に維持し、革新的新技術の実用化及び低コスト、省力化等農業生産基盤の改良、改善を促進するため、作業道の整備、農地改良等に要する経費に対し補助している。

### (3) メイドイン野上農作物育成推進事業【苗木購入補助】（町、JA）

農業者の経営の安定と収益性の高い農業振興をめざし、地域特産物の育成を図るため、メイドイン野上農産物育成推進事業を行っている

### (4) 野上町コミュニティーバス（ふれあい号）の運行

過疎化と老人家庭の増加が進行している山間部では農業面だけではなく公共交通機関が全くない状況であり、病院や公共機関、又は金融機関への交通手段の確保を図れないため、平成11年9月よりコミュニティーバスを運行している。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による  
農地の利用増進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

和歌山県海草郡野上町内の農地等の権利を取得する者

### 3 当該規制の特例措置の開始時期

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

農業を営むことを目的として、農地を取得し農業経営を確実に営むことが確実な者が農地を取得する場合、農業委員会の議決を経て10a以上の下限面積において農地取得を認める。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 規制の特例措置の必要性

野上町の耕作放棄地は増加の一途を辿っており、原因としては後継者不足にくわえ、急傾斜等や不利的条件の農地が影響していると考えられ、耕作放棄地は現耕作地の作物にも悪影響を及ぼしている。その解決策として所有権の移転等の効率化を図り、耕作意欲のある者に対しては積極的に農地を誘導する必要がある。

また、若者の定住を目的としたIターンUターン等の就農希望者を受け入れることにより、農地の有効利用の促進、耕作放棄地の解消を目指し、農地の保全を推進する。

さらに就農希望者の受け入れ、都市住民との交流を活発化させ、地域リーダーの養成や中山間地域等直接支払事業等の事業を活用して、地域住民との交流を深め地域農業の活性化を図る。

#### (2) 要件適合性を認めた根拠

本町の農業従事者数は、1995年1,214名から2000年には1,147名と減少している。一方で、65歳以上の農業従事者数による高齢化率は35.7%から44.0%と上昇しており、高齢化による後継者不足は数字の上から見ても明らかである。

耕作放棄地は、1,995年30haから2,000年37haへ5年間で7ha増加するとともに、耕作放棄率も9.7%から13.0%に拡大しており、全国的(5.1%)に見ても高い率を示しており、耕作放棄地の及ぼす影響は深刻な状況となっている。

現行下限面積40aを10aに引き下げる根拠としては、耕作放棄地規模別面積で10aから40aで1,826aと耕作放棄地の48.5%を占めており特定事業により、約1/2の農地が規制緩和の対象として見込むことができ解消が期待できる。

認定農業者(20名)と農業委員会委員(21名)との意見交換会を平成12年から開催している中で、後継者問題や耕作放棄地について議題となっている。規模拡大を目指す認定農業者からは、当町での規模拡大は機械化等が図れず、農業生産上採算がとれない状況の農地であるため、紀ノ川流域の農地での規模拡大を希望している、又耕作放棄地が他の農地へ及ぼす影響が多大であり、耕作放棄地の管理について指導してほしいとの意見が意見交換会に出ている。さらに耕作を希望する者には積極的に農地を誘導するような方策を町関係にも要望されている。

### (3) 下限面積要件を引き下げる区域及びその周辺の農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認めた根拠

農業従事者に占める65歳以上の農業者は44%であり、担い手となるべき若者が不足していることは明らかである。地域住民からは、新規就農者、Uターン者が地域リーダーとして農業の効率化、農作業の共同化を促進できる事を望む声は大きい。また、経営耕地面積28,896aに対する農業従事者は1,147人であり、1人当たり25a、一世帯当たり30aから40aとなっており、第二種兼業化が進行している。

また、耕作放棄地の分布状況は町全域の農地に広がっており、今後も拡大することが見込まれる。放棄された農地は、カメムシ等の害虫の発生原因、イノシシ等の鳥獣の生殖地ともなっており、近隣の農作物への被害が増加している。

今回の構造改革特区の特例により農地を取得する者は年間5名10年で50名が予想(3条申請件数12年24件、13年21件、14年11件)され、農地の有効利用、社会的観点から見ても有効な施策として期待する。